

議員提出議案第 17 号

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年9月29日提出

提出者	大口町議会議員	大 島 保 憲
賛成者	大口町議会議員	江 幡 満世志
賛成者	大口町議会議員	土 田 進
賛成者	大口町議会議員	宮 田 和 美
賛成者	大口町議会議員	丹 羽 勉
賛成者	大口町議会議員	木 野 春 徳

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様である。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができる」と報告されている。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考える。

よって、大口町議会は国会及び政府に対し、下記事項について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月29日

愛知県丹羽郡大口町議会

提出先

衆議院議長	伊吹 文明
参議院議長	山崎 正昭
内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	高市 早苗
厚生労働大臣	塩崎 恭久
文部科学大臣	下村 博文